



島根県報

平成20年10月21日（火）

号外 第 123 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【条 例】

| | | |
|------------------------------------|-------------|----|
| 公益法人制度改革に伴う関係条例の整備に関する条例 | （総 務 課） | 5 |
| 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 | （ 〃 ） | 13 |
| 島根県県税条例の一部を改正する条例 | （税 務 課） | 15 |
| 貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例 | （医 療 対 策 課） | 19 |
| 島根県営住宅条例の一部を改正する条例 | （建 築 住 宅 課） | 20 |

公布された条例等のあらまし

◇公益法人制度改革に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第40号）

1 条例の概要

(1) 改正の内容

ア 公益法人の名称に関する規定の整備

イ 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の改正に伴い、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の題名を公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に改めることとした。

ウ 公園管理団体として指定できる法人に関する規定の整備

エ 特定非営利活動法人の社員総会の表決の方法に関する規定の整備

オ その他規定の整理

(2) 改正を要する条例

| 条 例 の 題 名 | 改正の内容 |
|-------------------------|--------|
| 貸付金の返還債務の免除に関する条例 | ア |
| 職員の給与に関する条例 | ア |
| 職員の退職手当に関する条例 | ア |
| 島根県職員定数条例 | イ |
| 公益法人等への職員の派遣等に関する条例 | ア、イ及びオ |
| 島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例 | ア |
| 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 | オ |
| 島根県地方警察職員定員条例 | イ |
| 島根県病院局職員定数条例 | イ |
| 県立学校の教育職員の給与に関する条例 | ア |
| 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例 | ア |
| 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例 | イ |
| 特定非営利活動促進法施行条例 | エ |
| 島根県立自然公園条例 | ウ |
| 島根県企業局職員定数条例 | イ |

2 施行期日

平成20年12月1日から施行することとした。

◇地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第41号）

1 条例の概要

(1) 議員の報酬の名称が議員報酬に改められたことに伴う次に掲げる条例の規定の整理

ア 特別職の職員等に対する期末手当の支給に関する条例

イ 議会の議員の報酬及び費用弁償支給条例

ウ 議会の議員の報酬の特例に関する条例

エ 島根県附属機関設置条例

(2) 次に掲げる条例の引用条項の整理

ア 島根県議会図書室条例

イ 島根県政務調査費の交付に関する条例

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県県税条例の一部を改正する条例（条例第42号）

1 条例の概要

(1) 個人の県民税の税額控除の対象となる寄附金を次のとおりとすることとした。（第10条第1項関係）

ア 公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体に対する寄附金であって、財務大臣が指定したもののうち、県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するもの（県内の事務所又は事業所の業務に充てられることが明らかなものであって、規則で定めるものに限る。）

イ 公益の増進に著しく寄与する法人に対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金のうち、県内に事務所又は事業所を有する法人に対するもの（県内の事務所又は事業所の業務に充てられることが明らかなものであって、規則で定めるものに限る。）

ウ 認定特定非営利活動法人に対する寄附に係る支出金のうち、県内に事務所又は事業所を有する法人に対するもの（県内の事務所又は事業所の業務に充てられることが明らかなものであって、規則で定めるものに限る。）

エ 特定公益信託であって、その目的が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するもののうち、知事又は教育委員会の許可を受けた公益信託の信託財産とするために支出した金銭

(2) (1)の寄附金を受け入れる者は、必要事項を知事に届け出ることとした。（第10条第2項関係）

(3) (2)については、平成20年1月1日以後に支出する(1)の寄附金について適用することとした。

(4) 公益法人制度改革に伴う規定の整備

ア 法人の県民税及び自動車税の課税免除の対象となる者を次のように改めることとした。（第8条関係）

| 改正前 | 改正後 |
|-----------------|--|
| 民法第34条に規定する公益法人 | 公益社団法人、公益財団法人又は法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人 |

イ 一般社団法人及び一般財団法人（いずれも非営利型法人に該当するものを除く。）に課す県民税の均等割の税率を年額20,000円とすることとした。（第13条第1項関係）

ウ その他規定の整備

(5) その他規定の整理

2 施行期日

平成20年12月1日から施行することとした。ただし、1の(1)、(2)及び(5)の一部については平成21年4月1日から、1の(3)については公布の日から施行することとした。

◇貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第43号）

1 条例の概要

医学生地域医療奨学金の返還債務の免除の条件である指定医療機関における業務従事の履行期限について、奨学金の貸与期間が、1年未満の場合には4年、1年以上1年5月以内の場合には当該貸与期間に3年を加えた期間を経過する日までとすることとした。（第2条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県営住宅条例の一部を改正する条例（条例第44号）

1 条例の概要

(1) 県内全域において管理代行制度及び指定管理者制度を用いることができることとした。（第53条関係）

(2) 公営住宅法施行令の改正に係る所要の改正

ア 平成21年度から平成27年度までの間、公営住宅法施行令の改正による既存入居者の家賃の増額分について、知事は別に定めるところにより減免することができることとした。（附則第11項関係）

イ その他規定の整備

2 施行期日

平成21年4月1日から施行することとした。

公益法人制度改革に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。
平成 20 年 10 月 21 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 40 号

公益法人制度改革に伴う関係条例の整備に関する条例

(貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部改正)

第 1 条 貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表新規就農者経営安定資金の項中「財団法人しまね農業振興公社（」の次に「昭和45年 8 月10日に財団法人島根県農業開発公社という名称で設立された法人をいう。」を加え、同表林業就業促進資金の項中「社団法人島根県林業公社（」の次に「昭和40年 5 月18日に社団法人島根県造林公社という名称で設立された法人をいう。」を加え、同表伝統工芸雇用就業資金の項中「社団法人島根県物産協会（」の次に「昭和52年 4 月 8 日に社団法人島根県物産協会という名称で設立された法人をいう。」を加える。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第16条の 4 第 2 号中「財団法人島根県職員互助会」の次に「（昭和53年 5 月 1 日に財団法人島根県職員互助会という名称で設立された法人をいう。）」を、「財団法人島根県教職員互助会」の次に「（昭和46年 9 月 1 日に財団法人島根県教職員互助会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）」を、「財団法人島根県警察職員互助会」の次に「（昭和53年 9 月 1 日に財団法人島根県警察職員互助会という名称で設立された法人をいう。）」を加える。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 3 条 職員の退職手当に関する条例（昭和29年島根県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第13条中「財団法人島根県職員互助会」の次に「（昭和53年 5 月 1 日に財団法人島根県職員互助会という名称で設立された法人をいう。）」を、「財団法人島根県教職員互助会」の次に「（昭和46年 9 月 1 日に財団法人島根県教職員

互助会という名称で設立された法人をいう。)」を、「財団法人島根県警察職員互助会」の次に「(昭和53年9月1日に財団法人島根県警察職員互助会という名称で設立された法人をいう。)」を加える。

(島根県職員定数条例の一部改正)

第 4 条 島根県職員定数条例(昭和28年島根県条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 9 号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

(公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第 5 条 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年島根県条例第52号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

第 1 条中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等への職員」を「公益的法人等への職員」に改める。

第 2 条第 1 項第 1 号から第14号までを次のように改める。

- (1) 財団法人しまね国際センター(昭和37年3月24日に財団法人島根県海外協会という名称で設立された法人をいう。)
- (2) 財団法人しまね海洋館(平成9年4月30日に財団法人しまね海洋館という名称で設立された法人をいう。)
- (3) 財団法人しまね女性センター(平成10年10月12日に財団法人しまね女性センターという名称で設立された法人をいう。)
- (4) 財団法人島根県文化振興財団(平成9年3月17日に財団法人島根県文化振興財団という名称で設立された法人をいう。)
- (5) 財団法人自治体国際化協会(昭和63年7月1日に財団法人自治体国際化協会という名称で設立された法人をいう。)
- (6) 財団法人島根県環境管理センター(平成4年3月4日に財団法人島根県

廃棄物管理センターという名称で設立された法人をいう。)

- (7) 社団法人益田市医師会（昭和35年11月4日に社団法人益田市美濃郡医師会という名称で設立された法人をいう。)
- (8) 財団法人島根県環境保健公社（昭和48年2月24日に財団法人島根県環境保健公社という名称で設立された法人をいう。)
- (9) 財団法人しまね農業振興公社（昭和45年8月10日に財団法人島根県農業開発公社という名称で設立された法人をいう。)
- (10) 社団法人島根県林業公社（昭和40年5月18日に社団法人島根県造林公社という名称で設立された法人をいう。)
- (11) 財団法人くにびきメッセ（平成3年9月26日に財団法人くにびきメッセという名称で設立された法人をいう。)
- (12) 財団法人しまね産業振興財団（昭和48年4月2日に財団法人島根県中小企業設備貸与公社という名称で設立された法人をいう。)
- (13) 財団法人ふるさと島根定住財団（平成4年9月3日に財団法人ふるさと島根定住財団という名称で設立された法人をいう。)
- (14) 財団法人島根県建設技術センター（平成8年3月25日に財団法人島根県建設技術センターという名称で設立された法人をいう。)

（島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例の一部改正）

第6条 島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例（平成14年島根県条例第77号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

財団法人しまね海洋館（平成9年4月30日に財団法人しまね海洋館という名称で設立された法人をいう。)

財団法人しまね女性センター（平成10年10月12日に財団法人しまね女性センターという名称で設立された法人をいう。)

財団法人島根県文化振興財団（平成9年3月17日に財団法人島根県文化振興財団という名称で設立された法人をいう。)

財団法人しまね国際センター（昭和37年3月24日に財団法人島根県海外協会という名称で設立された法人をいう。）

財団法人しまね自然と環境財団（平成3年7月1日に財団法人三瓶フィールドミュージアム財団という名称で設立された法人をいう。）

財団法人島根県環境管理センター（平成4年3月4日に財団法人島根県廃棄物管理センターという名称で設立された法人をいう。）

財団法人島根県環境保健公社（昭和48年2月24日に財団法人島根県環境保健公社という名称で設立された法人をいう。）

社会福祉法人島根県社会福祉事業団

財団法人島根県障害者スポーツ協会（昭和54年5月7日に財団法人島根県身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。）

財団法人しまね農業振興公社（昭和45年8月10日に財団法人島根県農業開発公社という名称で設立された法人をいう。）

財団法人島根県みどりの担い手育成基金（平成5年3月22日に財団法人島根県みどりの担い手育成基金という名称で設立された法人をいう。）

社団法人島根県林業公社（昭和40年5月18日に社団法人島根県造林公社という名称で設立された法人をいう。）

財団法人くにびきメッセ（平成3年9月26日に財団法人くにびきメッセという名称で設立された法人をいう。）

財団法人しまね産業振興財団（昭和48年4月2日に財団法人島根県中小企業設備貸与公社という名称で設立された法人をいう。）

財団法人ふるさと島根定住財団（平成4年9月3日に財団法人ふるさと島根定住財団という名称で設立された法人をいう。）

島根県土地開発公社

財団法人島根県建設技術センター（平成8年3月25日に財団法人島根県建設技術センターという名称で設立された法人をいう。）

島根県住宅供給公社

財団法人島根県暴力追放県民センター（平成4年5月11日に財団法人島根県

暴力追放県民センターという名称で設立された法人をいう。)

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第 7 条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表第24号左欄中(73)を(74)とし、(42)から(72)までを(43)から(73)までとし、同欄の(41)中「(42)から(51)まで、(65)及び(73)」を「(43)から(52)まで、(66)及び(74)」に改め、同欄中(41)を(42)とし、(20)から(40)までを(21)から(41)までとし、同欄の(19)中「第27条第 7 項」を「第27条第 8 項」に改め、同欄中(19)を(20)とし、(18)の次に次のように加える。

(19) 法第27条第 4 項第 3 号の規定による組合の監事からの報告の受理

第 2 条の表第24号右欄中「(14)から(25)まで、(32)から(40)まで、(52)から(60)まで及び(66)から(72)まで」を「(14)から(26)まで、(33)から(41)まで、(53)から(61)まで及び(67)から(73)まで」に、「(41)から(51)まで、(65)及び(73)」を「(42)から(52)まで、(66)及び(74)」に、「(26)から(31)まで及び(61)から(64)まで」を「(27)から(32)まで及び(62)から(65)まで」に、「益田市」を「益田市」に改め、同表第35号左欄中(13)及び(14)を削り、(12)を(14)とし、(5)から(11)までを(7)から(13)までとし、(4)の次に次のように加える。

(5) 法第17条の 3 の規定による仮理事の選任

(6) 法第17条の 4 の規定による特別代理人の選任

第 2 条の表第35号左欄中(21)から(24)までを削り、(20)を(24)とし、(19)を(23)とし、(18)を(19)とし、(19)の次に次のように加える。

(20) 法第32条の 2 第 3 項の規定による意見の陳述及び調査

(21) 法第32条の 2 第 4 項の規定による意見の陳述

(22) 法第32条の 3 の規定による清算終了の届出の受理

第 2 条の表第35号左欄中(17)の次に次のように加える。

(18) 法第31条の 8 の規定による清算人の氏名及び住所の届出の受理

第 2 条の表第37号左欄中(5)及び(6)を削り、(4)を(6)とし、(3)を(5)とし、(2)を(4)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 法第39条の 3 の規定による社会福祉法人の仮理事の選任

(3) 法第39条の4の規定による社会福祉法人の特別代理人の選任

第2条の表第37号左欄中(10)及び(11)を削り、(9)を(11)とし、(8)の次に次のように加える。

(9) 法第46条の7の規定による社会福祉法人の清算人の氏名及び住所の届出の受理

(10) 法第47条の3の規定による社会福祉法人の清算終了の届出の受理

第2条の表第38号左欄中(5)及び(6)を削り、(4)を(6)とし、(1)から(3)までを(3)から(5)までとし、(3)の前に次のように加える。

(1) 法第72条の12の6の規定による一時理事の職務を行うべき者の選任

(2) 法第72条の12の8第3号の規定による農事組合法人の監事からの報告の受理

第2条の表第38号左欄の(7)中「第73条第5項」を「第72条の18の9第3項」に改め、同欄の(8)中「第73条第6項」を「第72条の18の9第4項」に改め、同欄中(16)を(17)とし、(9)から(15)までを(10)から(16)までとし、(8)の次に次のように加える。

(9) 法第72条の18の10の規定による清算終了の届出の受理

第2条の表第40号左欄の(17)中「第55条において準用する民法第83条」を「第54条の3」に改める。

(島根県地方警察職員定員条例の一部改正)

第8条 島根県地方警察職員定員条例（昭和32年島根県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第7号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

(島根県病院局職員定数条例の一部改正)

第9条 島根県病院局職員定数条例（平成19年島根県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第8号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

(県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第10条 県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第29条第 2 号中「財団法人島根県教職員互助会（」の次に「昭和46年 9 月 1 日に財団法人島根県教職員互助会という名称で設立された法人をいう。」を加える。

(市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正)

第11条 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第21条の 3 第 1 号中「財団法人島根県教職員互助会（」の次に「昭和46年 9 月 1 日に財団法人島根県教職員互助会という名称で設立された法人をいう。」を加える。

(教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第12条 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年島根県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 5 号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

(特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第13条 特定非営利活動促進法施行条例（平成10年島根県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(社員総会の表決の電磁的方法)

第 2 条の 2 法第14条の 7 第 3 項の電磁的方法は、規則で定める。

(島根県立自然公園条例の一部改正)

第14条 島根県立自然公園条例（昭和36年島根県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第24条第 1 項中「目的として設立された民法（明治29年法律第89号）第34条の法人」を「目的とする一般社団法人、一般財団法人」に改める。

(島根県企業局職員定数条例の一部改正)

第15条 島根県企業局職員定数条例（平成19年島根県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第8号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

附 則

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成 20 年 10 月 21 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 41 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(特別職の職員等に対する期末手当の支給に関する条例の一部改正)

第 1 条 特別職の職員等に対する期末手当の支給に関する条例(昭和30年島根県条例第23号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「報酬」を「議員報酬」に改める。

(議会の議員の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

第 2 条 議会の議員の報酬及び費用弁償支給条例(平成14年島根県条例第35号)の一部を次のように改正する。

題名中「報酬」を「議員報酬」に改める。

第 1 条、第 2 条の前の見出し及び同条から第 4 条までの規定中「報酬」を「議員報酬」に改める。

別表第 1 中 「報酬の額」を「議員報酬の額」に改める。

(議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部改正)

第 3 条 議会の議員の報酬の特例に関する条例(平成14年島根県条例第50号)の一部を次のように改正する。

題名中「報酬」を「議員報酬」に改める。

本則中「報酬の額」を「議員報酬の額」に、「議会の議員の報酬及び費用弁償支給条例」を「議会の議員の議員報酬及び費用弁償支給条例」に、「報酬月額」を「議員報酬月額」に改める。

(島根県附属機関設置条例の一部改正)

第 4 条 島根県附属機関設置条例(昭和43年島根県条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表知事の部島根県特別職報酬等審議会の項中「議員の報酬」を「議員の議員報酬」に改める。

(島根県議会図書室条例の一部改正)

第 5 条 島根県議会図書室条例（昭和23年島根県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「地方自治法第100条第17項」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第18項」に改める。

(島根県政務調査費の交付に関する条例の一部改正)

第 6 条 島根県政務調査費の交付に関する条例（平成13年島根県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第100条第13項及び第14項」を「第100条第14項及び第15項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 10 月 21 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 42 号

島根県県税条例の一部を改正する条例

島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「名称又は事務所、事業所若しくは寮等」を「名称及び事務所、事業所又は寮等」に改める。

第 8 条第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

- (1) 公益社団法人、公益財団法人又は法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第 7 項に規定する認可地縁団体

第10条を次のように改める。

（個人の県民税の税額控除の対象となる寄附金）

第10条 法第37条の 2 第 1 項第 3 号に規定する条例で定める寄附金は、次のとおりとする。

- (1) 所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第 2 項第 2 号の規定により財務大臣が指定した寄附金のうち、県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するもの（県内の事務所又は事業所の業務に充てられることが明らかなものであって、規則で定めるものに限る。）
- (2) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条各号に規定する法人に対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金のうち、県内に事務所又は事業所を有する法人に対するもの（県内の事務所又は事業所の業務に充てられることが明らかなものであって、規則で定めるものに限る。）
- (3) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の 3 の規定により特定寄附金とみなされる支出金のうち、県内に事務所又は事業所を有する認定特定非営利活動法人（同法第66条の11の 2 第 3 項に規定する認定特定非営利活動法人をいう。）に対するもの（県内の事務所又は事業所の業務に充てられることが明らかなものであって、規則で定めるものに限る。）

(4) 所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる金銭のうち、公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条の規定により知事又は教育委員会の許可を受けた同法第1条に規定する公益信託の信託財産とするために支出したもの

2 受領者（前項第1号から第3号までの寄附金若しくは支出金を受領した法人若しくは団体又は同項第4号の金銭が属することとなる信託財産に係る公益信託の受託者をいう。以下この項において同じ。）は、前項に規定する寄附金を最初に受領した日から2月以内に受領者の名称及び事務所又は事業所の所在地その他必要な事項を知事に届け出なければならない。届け出た事項を変更した場合にも、また、同様とする。

第13条第1項の表第1号の(4)中「(3)」を「(4)」に改め、同号の(4)を同号の(5)とし、同号の(3)中「(1)及び(2)」を「(1)から(3)まで」に改め、同号の(3)を同号の(4)とし、同号の(2)の次に次のように加える。

(3) 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）

第15条の4中「（昭和32年法律第26号）」を削る。

第25条の2中「第39条の3の3」を「第39条の3の2」に改める。

第28条第3項第1号イ中「財団法人日本ゴルフ協会」の次に「（昭和62年10月1日に財団法人日本ゴルフ協会という名称で設立された法人をいう。）」を加える。

第46条第6号中「財団法人島根県環境保健公社」の次に「（昭和48年2月24日に財団法人島根県環境保健公社という名称で設立された法人をいう。以下「環境保健公社」という。）」を加え、同条第8号中「又は民法第34条に規定する公益法人」を「、公益社団法人、公益財団法人又は法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人」に改め、同条第9号中「民法第34条に規定する公益法人」を「公益社団法人、公益財団法人、法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人」に改める。

第60条第 3 号中「財団法人島根県環境保健公社」を「環境保健公社」に改める。

附則第 8 項の前の見出し中「中小法人等」を「中小法人」に改める。

附則第10項及び附則第11項中「法人等」を「法人」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年12月 1 日から施行する。ただし、第10条の改正規定、第15条の 4 の改正規定及び附則第 3 項の規定は平成21年 4 月 1 日から、附則第 4 項の規定は公布の日から施行する。

(旧民法第34条の法人に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の島根県県税条例（以下「新条例」という。）第 8 条第 1 号並びに第46条第 8 号及び第 9 号に規定する公益社団法人又は公益財団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第 1 項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。

(県民税に関する経過措置)

- 3 平成21年度から平成26年度までの各年度分の個人の県民税についての新条例第10条第 1 項の規定の適用については、同項第 3 号中「第41条の18の 3」とあるのは、「第41条の18の 3 及び所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）附則第55条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第 8 条の規定による改正前の租税特別措置法第41条の18の 2 第 1 項」とする。

(寄附金の受領の届出に関する経過措置)

- 4 新条例第10条第 2 項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成20年 1 月 1 日以後に支出する同条第 1 項に規定する寄附金について適用する。この場合において、この条例の公布の日の前日までの間に当該寄附金を受領した者に係る同条第 2 項の規定の適用については、同項中「前項に規定する寄附金を最初に受領した日」とあるのは、「島根県県税条例の一部を改正する条例（平成20

年島根県条例第42号) の公布の日」とする。

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 10 月 21 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 43 号

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表医学生地域医療奨学金の項免除の条件の欄第 1 号中「3 倍に相当する期間」の次に「（貸与期間が、1 年未満の場合にあっては 4 年、1 年以上 1 年 5 月以内の場合にあっては当該貸与期間に 3 年を加えた期間）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 10 月 21 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 44 号

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

目次中「管理の特例」を「管理の代行」に改める。

第53条中「（隠岐郡に所在するものを除く。以下本章において同じ。）」を削り、「ものとする」を「ことができる」に改める。

「第10章 管理の特例」を「第10章 管理の代行」に改める。

第63条第 1 項中「隠岐郡に所在する」を削り、「町」を「市町又は島根県住宅供給公社」に改め、同条第 2 項中「町が県営住宅等」を「市町又は島根県住宅供給公社が県営住宅等」に改め、「知事（第63条第 1 項の規定によりその権限を県営住宅等の所在する町が行う場合にあつては、当該町の長）」を「市町の長又は島根県住宅供給公社の理事長」に改める。

附則に次の 5 項を加える。

7 公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第391号。以下「一部改正令」という。）附則第 4 条に規定する者について、第 6 条第 2 項の規定を適用する場合においては、同項中「令第 6 条第 5 項第 1 号」とあるのは「公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第391号）による改正前の令第 6 条第 5 項第 1 号」と、「令第 6 条第 5 項第 2 号」とあるのは「公営住宅法施行令の一部を改正する政令による改正前の令第 6 条第 5 項第 2 号」とする。

8 一部改正令附則第 3 条に規定する者について、平成21年度から平成24年度までの間、第12条第 1 項の規定を適用する場合においては、同項中「令第 2 条」とあるのは、「公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第391号）附則第 3 条」とする。

9 一部改正令附則第 5 条に規定する者について、平成26年 3 月31日までの間、第23条の規定を適用する場合においては、同条第 1 項中「令第 8 条第 1 項」と

あるのは「公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第391号）による改正前の令第 8 条第 1 項」と、同条第 2 項中「令第 9 条」とあるのは「公営住宅法施行令の一部を改正する政令による改正前の令第 9 条」と、同条第 4 項中「令第 8 条第 1 項」とあるのは「公営住宅法施行令の一部を改正する政令による改正前の令第 8 条第 1 項」と、「令第 9 条」とあるのは「公営住宅法施行令の一部を改正する政令による改正前の令第 9 条」とする。

- 10 一部改正令附則第 5 条に規定する者について、平成21年度から平成25年度までの間、第25条の規定を適用する場合においては、同条第 1 項中「令第 8 条第 2 項に定めるところにより定めるもの」とあるのは、「近傍同種の住宅の家賃の額から同項の規定による家賃の額（附則第 8 項に規定する者にあつては、平成21年度から平成24年度までの間においては、同項の規定により読み替えて適用される第12条第 1 項の規定による家賃の額。以下この項において同じ。）を控除した額に公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第391号）による改正前の令第 8 条第 2 項の表の上欄に掲げる年度の区分及び同表の下欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、それぞれ同欄に定める率を乗じた額に、第12条第 1 項の規定による家賃の額を加えた額」とする。
- 11 第14条に定めるもののほか、平成21年度から平成27年度までの間、一部改正令附則第 3 条に規定する者に対して、知事は、別に定めるところにより、家賃の額の減免をすることができる。

附 則

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。